

〔参考〕

市町村職員の退職手当の特例に関する条例

〔平成4年6月30日〕
〔条例第16号〕

〔この条例は、平成5年2月26日（条例第1号）により廃止されたが廃止前の該当者については、なお、効力を有するので参考に掲載した。〕

（目的）

第1条 この条例は、島根県職員又は国家公務員（国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）が引き続いて島根県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）の規約第3条第4号の規定に基づき、事務を共同処理する市町村、組合及び事務の受託をした市町村の一部事務組合（以下「組合市町村」という。）の職員となった場合又は、組合市町村の職員が引き続いて島根県職員又は国家公務員となった場合の退職手当の特例について定めることを目的とする。

（勤続期間の計算の特例）

第2条 前条に規定する職員が、島根県又は国の退職手当に関する規定において、退職手当を支給されないで、引き続いて組合市町村の職員となった場合は、当該島根県職員又は国家公務員としての勤続期間を組合市町村の職員としての勤続期間に通算するものとする。

（島根県又は国の職員となった者の取扱い）

第3条 組合市町村の職員が引き続いて島根県職員又は国家公務員となった場合において、その者の組合市町村職員としての勤続期間が島根県又は国の退職手当に関する規定により、その者の島根県又は国における勤続期間に通算されることに定められているときは、退職手当は支給しない。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成4年7月1日から施行する。
- 2 従前の島根県市町村職員退職手当組合職員の退職手当の特例に関する条例（昭和47年島根県条例第2号）の規定により勤続期間を通算される者については、この条例の規定に基づき通算するものとする。

〔参考〕

市町村職員の退職手当の特例に関する条例の運用方針

〔この運用方針は、昭和58年8月29日（島退規則第2号）改正により改正されたが適用日前の該当者については、なお効力を有するので参考に掲載した。〕

市町村職員の退職手当の特例に関する条例（昭和47年島退条例第2号）施行については次のとおり定める。

- 1 島根県の職員が市町村の職員となるため、この条例の適用を受け組合市町村の職員となった者（以下「特例条例適用職員」という。）が退職（又は死亡）したとき、退職手当支給条例（昭和28年島退告示第1号）及びこの条例第3条による退職手当を支給する場合、島根県の職員としての在職期間に相当する退職手当の額に相当する額を、当該市町村は、特別負担金として組合に納付するものとする。
- 2 特例条例適用職員が組合市町村の特別職の職員となり任期満了になった場合、支給条例第9条第4項ただし書の規定は適用しない。

〔参考〕

**島根県市町村職員退職手当組合市町村職員退職手当支給条例
施行規則第10条**

昭和28年3月4日
島退告示第1号

〔この条例は、昭和51年6月11日（島退規則第3号）改正により削除されたが条例適用
日前の在職期間の計算について、なお効力を有するので参考に掲載した。〕

第10条 休職、停職その他これらに相当する処分によって職務に従事することを要しな
かった月があるときは、在職期間の計算においてこれを除算する。但し、休職給を支
給された場合及び現実に職務に従事することを要する日があった月については、この
限りでない。